

ILO駐日事務所メールマガジン・トピック解説

(2012年2月29日付第117号)

◆ ◇ 小規模保険イノベーション・ファシリティー ◇ ◆ ◆ ◇ (Micro insurance Innovation Facility) ◇ ◆

社会保障は人権の一つであり、社会にとっても経済にとっても必要なものですが、世界人口の半数以上が十分な社会保障による保護を受けていません。社会保障から排除されている人々に、健康、出産、死亡、障害などの様々なリスクに備える手段を提供するものとして、地域社会における互助会など多様な形態を取った小規模保険が誕生し、幅広く活用されてきました。

I. 小規模保険とは

貧しい人々は病気、世帯主の死亡や障害、盗難・火災などによる財産の喪失、不作、災害など様々なリスクに対して特に弱く、十分な対処能力がありません。そこで、何か不測の事態が発生するとそれがさらに貧困を強めるという悪循環が存在します。

1990年代から世界的に学界や開発関係者の間で用いられるようになった「小規模保険」という語は、事故、疾病、世帯構成員の死亡、自然災害などといったリスクに対して、貧しい人々を、そのニーズ、所得、リスクレベルに応じた保険料の支払いを受けて保護する仕組みを指しています。第一義的な対象層は途上国の低所得労働者で、とりわけ主流の商業保険・社会保険制度では十分に対処されていない傾向があるインフォーマル経済の人々向けのものとなっています。

小規模保険といっても保険業者の「規模」を指しているわけではなく、実際に小規模の組織やインフォーマルな組織も存在する一方で、AIG(アメリカン・インターナショナル・グループ)ウガンダやバングラデシュのデルタ・ライフ、インドの保険会社などのように大手保険業者が小規模保険を提供しているケースもあります。小規模保険の重要な特徴はその提供形態が多様であるということで、日本の無尽のような地域社会をベースとした互助会形式のものもあれば、信用組合その他の種類の小口金融機関から巨大多国籍企業の保険会社に至るまで様々な形態を取り得ます。

また、リスクが「小規模」であることを意味するものでもなく、生命保険や財産損害保険、健康保険 から婚姻保険や作物保険、天候保険など基本的に保険をかけられるあらゆるリスクが対象になります。幼児死亡率の削減、母体の保健改善、HIV(エイズウイルス)／エイズ、マラリア、その他の疾病対策といった健康関連目標の取り組みを支援する場合もあります。小規模健康保険業者は通常、予防接種や出産付添人向けの研修を提供し、難産の女性に対する病院までの交通費や入院費も取り扱います。小規模保険業者の中にはリスク予防のための情報や資料を提供しているところもあります。リスク教育を提供し、健康習慣を促進することによって、こういった団体は疾病の発生を減らし、余命を延ばす助けになります。

小規模保険には男女平等を促進し、女性に力を付ける助けになるものもあります。脆弱な世帯が再び貧困に転落したり、さらなる貧困化が進むのを阻止する助けを保険が提供するとすれば、貧しい人々が学校に通わせる子供を選ぶ必要はあまりなくなるでしょう。さらに、長期的な貯蓄・保険証券は貧しい人々が息子だけでなく娘の教育費も賄える資産の蓄積を可能にするでしょう。

健康保険、生命保険、老齢年金、障害保険などのILOの社会保障(最低基準)条約(第102号)に規定される不測事態を扱う小規模保険は社会的保護の拡大において一定の役割を演じています。政府の財政・制度能力が限られている場合、小規模保険制度は社会的保護部門全体に利益する補足的な資金・資源を調達できるかもしれま

せん。例えば、小規模健康保険制度は保健医療の利用を遅らせたり阻んだりする金銭的な障壁を引き下げることによって保健医療サービスの利用を改善するだけでなく、保険組織と医療機関との間のサービスの質に関する協定などを通じて医療の質の改善や保健医療機関の運営における透明性を図ることができます。また、女性団体が運営する保険組織が多いため、女性の地位の向上や特定の健康上のニーズに対処する機能の向上も見込めます。

社会的保護を拡大する仕組みとして、伝統的な社会保障制度に比べて小規模保険には次のような利点があります。

- ・インフォーマル経済で働く人々や農村労働者など、法定社会保険から除外されている層に到達できること
- ・対象層の身近に存在する分権化された市民団体によって運営され、任意の自主管理経営に委ねられている場合が多いため、対象集団に到達するために必要な取引コストを低減できること
- ・小規模保険の給付は対象層と一緒に設計されることが多いため、利用者のニーズと支払い能力により良く対応できること
- ・地域社会を基盤とした仕組みは契約者同士が顔見知りで利害を共有する機会が多いため、中央集権的な社会的保護制度よりも不正や悪事といった問題発生の可能性が低くなること

一方、小規模保険組織の以下のような特徴は、社会的保護の拡大に向けたこれらの組織の貢献力を制限しています。

- ・法律上の社会的保護制度の枠外にある多くの人々は小規模保険の仕組みからも除外され続けていること
- ・小規模保険制度の多くが将来性も持続可能性も乏しいこと
- ・ほとんどの場合、利用者の支払い能力は非常に低く、この結果、補助金がない場合、給付が限定的になること
- ・ほとんどの小規模保険制度が保険料を一律にしているため、所得再配分など、法定社会保障制度が通常備える機能を有していないこと
- ・多くの国で法規の枠組みがこういった制度に対応しておらず、その複製や拡大を促進していないこと
- ・小規模保険制度は通常自治組織であるため、その目的が政府の戦略と一致しない場合があること

こういった限界を克服する方法として、2006年に出されたILOの刊行物『Protecting the poor: A micro insurance compendium (貧しい人々の保護: 小規模保険概論)』は、次の三つを挙げています。

1. 小規模保険をさらに発展させて、利用者層を増やし、扱う給付を充実させ、制度の能力を強化すること
2. 他の機関や活動主体との連携を図ること
3. 公平で一貫性のある社会的保護制度に小規模保険を組み込むよう努めること

近年、政府の支援、団体保険などの自動加入の仕組みの整備、効果的な支払制度の開発、多国籍企業による世界各地における成功例の再現が寄与し、小規模保険市場は着実に広がり、劇的な成長を遂げています。官民パートナーシップや一般店舗、携帯電話の活用など、保険の提供形態やリスク引受機関などの利害関係者も多様化し、基礎的な生命・障害保険から複雑なインデックス・災害保険まで商品の種類も幅も増えています。2007年に世界の最貧困国100カ国における小規模保険の利用者は推定7,800万人でしたが、2009年の推定利用者数は1億3,500万人に達しています。地域的にはインドと中国の伸びが目覚ましく、小規模保険利用者の6割がインドに住むと言われています。中南米では、主として一般の保険会社が低所得者層にサービスを拡大する形で小規模保険が成長しており、利用者は4,500-5,000万人台と見られます。アフリカでは、働く貧困層(ワーキング・プア)の2%程度である1,470万人が保険加入者と推定され、うち820万人が南アフリカに住んでいます。

II. 小規模保険とILO

昨年の第100回ILO総会における社会保障に関する討議の結論は、最低限の社会的保護としての「社会的保護の床」を各国が構築する際の手引きになるような文書をILOが策定することを求めています。今年5-6月

に開かれる第101回ILO総会ではこの提案に基づき、独立した勧告の採択に向けた話し合いが行われます。

ILOは2003年から開始した「すべての人への社会保障適用世界キャンペーン」及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の促進に向けた金融手段の活用方法を模索する活動の一環として小規模保険に関する調査研究を進め、貧しい人々のためになる保険の提供に向けて技術支援を行ってきました。

小規模保険に対するILOの関心は二つの観点からもたらされています。一つ目は、小規模保険をインフォーマル経済の労働者など、社会的保護から排除されている集団に拡大する手段としてとらえる見方であり、二つ目は自らの労働力しか資本と呼べるものを持たない働く貧困層を排除することが多い金融市場の社会的影響に対する懸念からです。ILOは小規模保険を社会的保護の利用機会を高めると共に包摂的な保険市場を促進する手段と見えています。

III.小規模保険イノベーション・ファシリティー

ILOは2008年に米国のビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団から資金協力を受けて、低所得世帯がより良い保険商品を得られる可能性が高まることを総合目標に、低所得世帯に提供される保険利益を最適化する方法を学び、小規模保険部門に見られる好事例に関する情報を共有する5年間の事業として「小規模保険イノベーション・ファシリティー」を開始しました。ILO雇用総局の社会的金融計画の中に置かれているファシリティーは、イノベーション(革新)を刺激し、貴重な商品の開発に寄与し、多数の利用者に到達するモデルを促進し、低所得者が保険の有用性を理解する助けになるような市場教育を支援することによってこの使命の達成を目指しています。

具体的な活動は、次の四つですが、1については、2010年末で募集は終了しています。

1. 途上国の低所得市場により良い保険商品を提供する上での革新的な手法を考案し、試行する組織 に対する助成金の提供
2. 保険提供者の能力開発支援及び能力構築需要の奨励
3. 小規模保険が低所得契約者に与える影響の評価、成功している事業モデルの把握、好事例の発掘 に関する調査研究の支援
4. 情報を収集・分析した上で、それを様々な形式に再編成し、学んだ教訓を主な利害関係者の間で普及させること

3.1.イノベーション助成金の提供

ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団から受け取った3,400万ドルと2010年1月にスイスのチューリッヒ・ファイナンシャル・サービス・グループの財団法人であるZチューリッヒ基金から新たに受けた300万スイスフランを用いて、途上国のより多くの低所得者層により良い保険を提供するような革新的な新しい保険商品や制度モデル、消費者教育手法を試行する組織を支援するものとして、1件当たり

2万-60万ドルの助成金を28カ国57団体に提供しました。

被助成事業には次のようなものがあります。

- ・大規模な葬式保険商品の開発(ハイチ)
- ・辺境農村社会に小規模保険を提供する制度モデルの開発(メキシコ)
- ・小規模保険商品と好事例のマッピング(インド)
- ・保険商品の多様化と制度効率の改善(ギニア)
- ・インデックス式農業保険戦略の開発(スリランカ)
- ・家屋及び内容物保険証券の開発(南アフリカ)
- ・農村水資源委員会経由の農家向け小規模保険商品の設計・提供(ペルー)
- ・農家向け作物保険の開発(マリ)

- ・複合商品の立ち上げ(ケニア)
- ・小規模生命・障害保険商品の提供改善(ブルキナファソ)
- ・小規模健康保険消費者教育の設計(グローバル)
- ・出稼ぎ者に対する個人傷害・傷害医療保険の提供(中国)
- ・母国に残る移民家族向け保険商品の開発(マリとセネガル)
- ・小規模保険の認識改革(ブラジル)
- ・保険基礎知識の促進(コロンビア)
- ・家畜保険の不正請求削減に向けた電子チップ技術の活用(インド)
- ・金融教育と組み合わせた小規模保険商品の提供(フィリピン)
- ・自営業者向け小規模健康・傷害保険商品の提供(モンゴル)
- ・非政府組織(NGO)と保険会社のパートナーシップを通じた包摂的な保険の開発(バングラデシュ)
- ・仕送り受取人による小規模保険利用機会の改善(エルサルバドル)
- ・主に農村女性を対象とした小規模健康保険商品の開発と提供(グアテマラ)
- ・農業・生命・財産複合保険商品の提供(ボリビア)
- ・任意団体による先駆的な小規模養老商品の開発(インドネシア)
- ・管理保健医療解決策の開発(パキスタン)
- ・国の社会保障基金への移行を準備するものとしての衣料部門向けパイロット健康保険事業(カンボジア)
- ・衛星を用いて拡張可能にした天候インデックス保険(エチオピア)
- ・モバイル技術を用いた保険料徴収(ベトナム)

例えば、小規模再保険の確立計画に対して2008年に助成金を受けた国際的な再保険ブローカーであるガイ・カーペンターは、ほとんどの小規模保険業者が欠いている再保険をこれらの業者に提供することによって、壊滅的なリスクが商品ポートフォリオに含まれるよう奨励しています。同社はインドやペルーといった重点地域に絞り、100以上の小口融資機関や小規模保険提供組織に接触し、健康保険を中心に2,000万件近い保険証券データを入手しています。既にインドのタミルナードゥ州では、複数の司法管区に拠点を置く七つの主導的な国際再保険会社の支援を得ると共に地元政府機関の協力の約束も取り付けて利用者1,300万人の入院保険の再保険を達成しています。

2009年に健康保険商品の開発に向けて助成金を受けたヨルダンのNGO、女性向け小口ファンド(MfW)は、女性のための世界銀行(WWB)と協力し、助成金を用いてケア提供者保険を開発しました。これは、家族の誰かが入院したときに女性が負担する経費をカバーすることを意図した簡単で負担可能な商品です。初めに国内22支部の二つで実施したパイロット事業の成功を受けて、国内すべての支部でこの商品を取り扱うようになってきました。小規模保険イノベーション・ファシリテーターでは、支援活動の一環として保険数理士の研修生を派遣しました。研修生は保険とコンサルタント業務における自らの幅広い経験をもって商品のパイロット段階から全国展開段階にわたって重要な役割を演じました。

WWBではケア提供者保険を他の途上国にも普及させることを検討しており、既に試行作業を開始しています。

フィリピンでは最近銀行業務の規則が変更になり、農村銀行が直接小規模保険業務を提供できるようになりました。これは500万人の低所得者層にサービスを提供できる道が開かれたことを意味します。

2010年に助成金を受けたフィリピン農村銀行家協会(RBAP)は、これまでの研修・育成経験を基礎に約100の農村銀行(支店総数1,000店余り)が小規模保険の代理店となり、新商品を開発することを支援しています。パイロット銀行として選定された九つの農村銀行の役職員を対象に、所定の許認可手続きに対応した研修を実施し、修了者にはそれぞれの銀行における小規模保険勧誘員の資格を付与しています。この事業の最終活動目標には、代理店研修・資格取得教材の規格化、オンライン及びSMS(ショートメッセージサービス)による消費者フィードバックの仕組みの開発、消費者教育なども含まれています。

ナイジェリアのハイジーア・コミュニティー・ヘルス・プラン(HCHP)は、ドナーの補助を受けた健康保険制度を通じて無保険の低所得コミュニティーに医療機会を提供している非営利団体です。HCHPの利用者は9万人余りで官民の指定保健医療機関で診療を受けることができます。商品は一次医

療と二次医療の両方を対象とし、入院、低・中程度の手術、産前ケア及び分娩、HIV／エイズ管理などのサービスが提供されます。利用者は保険料の6-15%を負担し、残りは補助金で賄われています。

HCHPは主として手作業で手続きを処理しており、自動化は限定的であることから保険証券の管理（保険料の徴収、利用者登録、利用者識別）と利用データの報告、請求管理手続きにおける課題を抱えています。このような状況は多くの給付の漏れや不正の発生につながり、利用者にとっての保険の価値を減じています。こういった課題に対処するため、2011年に受けた助成金でHCHPは生体認証技術を用いた利用者登録システムや携帯電話を用いた支払い処理システムなど複数の科学技術を導入し、処理手続きの改善を図る予定です。

過去に助成を受けた事業の中には残念ながら既に消滅してしまったものもあります。例えば、2008年に助成を受けたメキシコのセグロス・アルゴスは金融危機の影響と経営陣の入れ替えによって小規模保険事業から手を引き、入院、不測の死亡や障害、葬儀費を対象とした商品を提供するために三つの団体が手を組んで2008年に始められたケニアの事業は、利用者目標の5%にしか達しない低い利用率や対象リスクの拡充による保険料の大幅引き上げ、商品のマーケティング・販売力の欠如を主な理由として、2010年に解体してしまいました。過去4年間の経験から二つの重要な教訓が得られました。一つは、現実的で、保守的とさえ言えるような目標を設定する必要性で、もう一つは共同事業体の一部として他の組織と協働することは、組織同士が互いの長所を高め合い、弱点を克服できるため、利点があるというものです。

3.2.能力開発

小規模保険イノベーション・ファシリティーの二つ目の活動は、小規模保険に関する専門知識の入手可能性を高めると共にそのような知識に対する需要を増大させることによって低所得世帯に貴重な保険商品を提供するために必要な技能を構築することです。助言提供と専門能力開発の二つの形態を通じて、個々のニーズや能力に応じたサービスが提供されています。

具体的な能力構築の必要性を抱える小規模保険提供者の要請に応じてコンサルタント名簿の提供、専門知識を備えるための助成金提供、能力構築を支援する研修生の派遣、ワークショップや講座、その他の知識交流機会の提供、小規模保険商品の開発・提供用ツールの提供などが行われています。途上国に拠点を置き、当該地域における小規模保険の開発に長く携わることを考えている個人または組織を中心に、小規模保険の実務家や現職コンサルタントまたはコンサルタント希望者に学習機会を提供してもいます。これには、ワークショップ参加機会の提供、小規模保険メンターの紹介、小規模保険プロジェクトと結びつけた研修機会の提供、現職コンサルタントの現場派遣同行、小規模保険に関するツールや情報に対するアクセスの提供などが含まれます。

15人以上の個人に研修機会が提供され、アフリカ、アジアを中心に35以上の組織が技術協力助成金その他の支援を受けました。幾つかの組織は後にイノベーション助成金に応募して助成を受けることに成功しています。

3.3.調査研究

この分野に関する調査研究から今までに得られた結論は、小規模保険はいまだ成長途上にあり、まだ貧困世帯にその価値が本当に提供されるには至っていないということです。そこで小規模保険の前進に向けてこれまでに得た知識を整理して、新たな学習を刺激するには調査研究の役割が重要です。小規模保険イノベーション・ファシリティーの三つ目の活動は、働く貧困層のリスク管理を助ける上での小規模保険の潜在力を調べ、ここで学んだ知識を用いて小規模保険商品の開発・提供における課題に取り組むことです。需要主導型、立証と改善、付加価値、パートナーシップ、ファシリティーの他の機能との統合を前提要素に進められている調査研究活動の学習課題は、次の三つの分野に大別できます。

1. 顧客にとっての価値と影響力ー働く貧困層がリスク管理ツールとしての保険からどれだけ利益を得ることができるか理解するために、低所得者の脆弱性軽減に対して保険が秘める潜在的な利益と影響力の評価
2. 需要ー需要を刺激し、保険文化を構築する上での好事例や、効率的で到達度の高い制度モデルを 通じて貴重な商品を提供する上での好事例の発掘
3. 供給ー特定の解決策が利用者や供給者にとって有効なあるいは有効でない理由の理解

この活動は、i)イノベーション助成金受領組織を対象とした、教訓抽出を目的とした事業評価を通じた行動基盤型研究、ii)小規模保険の利益評価を目指した長期研究及びテーマ別研究の委託、iii)小規模保険の理解向上に向けた調査研究の助成、iv)主に開発経済学の研究機関のネットワークである欧州開発研究ネットワーク(EUDN)などとの協力を通じた研究パートナーシップといった形態を通じて実施されています。これまでに小規模保険の文献レビュー、小規模保険のための科学技術、女性のためになる小規模保険、アフリカのsmall scale insurance概観、リスク管理及び保険に関する消費者教育慣行、小規模保険の心理学、小規模健康保険のイノベーションと障壁、小規模健康保険における第三者支払い制、小規模保険の代替的流通経路、小規模保険と人の移動、保険と貯蓄、小規模保険のビジネスの根拠、信用融資枠の改善、小規模保険商品の顧客価値などといったテーマで調査研究が行われ、概況説明文書や リサーチペーパー、有料刊行物などの形で発表されています。

研究助成金には途上国30カ国から200件を超す応募があり、タジキスタンにおける貧困層の共通健康 リスクを管理するための予防的貯蓄、セネガルにおける農民の保健医療アクセスを阻む障壁と補助金付健康保険の役割、ベトナムにおける互助基金(DAF)の事例研究を通じた小規模保険商品の顧客価値、ニカラグアにおけるインフォーマル・セクター労働者の小規模保険需要と加入効果など27件の研究が助成を受けて進められています。

3.4.知識管理

このようにして蓄積された知識も、より貧困層に益する小規模保険の育成に向けて活用されなくては意味をなしません。そこで小規模保険イノベーション・ファシリティーは2010年から、過去4年間のイノベーション助成金、相談対応・能力構築活動、調査研究事業から学んだ教訓にてこ入れして実務の改善を目指す知識管理活動に乗り出しました。これは、i)イノベーション助成金や調査研究事業を通じた知識の創出、ii)知識の抽出、iii)知識の編纂・組織化、iv)知識の統合・分析、v)知識の編成・再編成、そして、vi)刊行物やウェブサイト、能力構築支援活動を通じた知識の積極的な共有、伝達、普及活動という六つの活動を循環させ、絶えず知識の改善と普及・運用を図るものです。

普及活動の一環として小規模保険イノベーション・ファシリティーのウェブサイト内に設けられた知識センターでは、イノベーション助成金受領組織の活動記録、知識のテーマ別リスト(現在は、消費者教育、科学技術、保健、流通、販売力の育成、顧客価値の改善、顧客価値の証明、事業の将来性の8テーマ)、幅広い刊行物リスト、専門家のインタビューや発表、現場の声などを収録した動画リストを通じて、これまでに蓄積された教訓を学ぶことができます。一言教訓ページもあり、「アドホックな消費者教育は金の無駄」、「保健請求分析を改善するには診断に焦点を」、「商品開発段階における地域社会の関与は信頼を構築し、メンバーの自己規制を奨励」、「販売手数料だけでは成功は確保できない」などといった、活動を通じて得られた識見が簡潔な標語で示されています。イノベーション助成金受領組織同士の経験交流の場としてだけでなく、専門家や実務家の意見交換も可能なオンライン・フォーラムも随時開催され、これまでに顧客価値の評価などのテーマが取り上げられています。世界各地で開かれている小規模保険関連イベントの情報も掲載されています。

3.5.将来に向けて

2000年にILOの発意で誕生した貧困層支援協議グループ(CGAP)内の小規模保険作業部会(その後、「小規模保険ネットワーク」と改称)は、その好事例・悪事例プロジェクトで低所得層に保険を提供していた世界各地の40の仕組みを取り上げて検討しました。ILOはその成果をまとめた上述の報告書『小規模保険概論』を2006年にミュンヘン再保険基金と共同刊行しました。報告書の主な結論は、

i)貧困層向けの保険業務は、他の金融取引と結びついた団体保険を中心に、一定の環境下で、将来性が

あること、ii)保険商品は貧困層に特別の良い価値を提供しない場合が多く、相当の改善の余地がある こと、というものでした。このような背景のもとで誕生した小規模保険イノベーション・ファシリティーは、i)事例研究の分析を通じて、積極的に促進する必要がある数多くの教訓、「なすべきこととなすべきでないこと」の蓄積、そして、ii)小規模保険がより貧困層のために機能するよう促進し、イノベーションを刺激し、新たな参加者を引き寄せて未踏の領域を開拓すること、を目標に掲げました。

4年間にわたる活動を経て、i)低所得世帯は保険から受益しているか、ii)貧しい人々に対する保険の提供は将来性があるか、という二つの中核的な問いに答え始めることができるだけの知識が蓄積されました。それは、『小規模保険概論』の結論に立ち帰るものでした。すなわち、小規模保険は一定の狭い状況下で将来性があり、被保険者にとっての利益は極めて限定的であるという事実の確認に至りました。今後の活動の重点は、小規模保険が、本当に将来性があり、貧しい人々に利益する状況を証明する証拠を集めると同時に、将来性を高め、顧客にとっての価値を改善するアイデアを探し求めることに置かれます。比較的新しい分野であることから、小規模保険の学習曲線は急で、この二つの質問に対するどんな回答もただちに業務、流通、商品設計の改善に結びつきます。ただし、残念ながらこのプロセスは直線にならず、多くの組織が過ちを犯し、それを是正しながら進むという二歩前進、一歩後退といった状況を示しています。ファシリティーの役割は他の組織の経験を広く伝播することによって過ちが発生する可能性を減らすことにあります。

2010年に小規模保険センターによって行われた事業評価を受けて、ファシリティーの活動は1年延長になり2013年末までとなりました。ファシリティーではこの間の経験をまとめたものとして『小規模保険概論』第2巻の刊行も準備しています。このような受け身の知識普及に加え、保険研修センター用のカリキュラム・モジュール開発、ビジネススクールと協力しての研修の提供、実務家たちとの知識共有を図るワークショップの開催などを通じて知識の影響力を高めていく予定です。

2008年に始まった世界的な金融・経済危機は数百万人から雇用を奪いました。小口金融機関は搾取的で危機に寄与しているとの批判の高まりを受け、この部門の規制の必要性和小口金融を利用している低所得者の保護が強調されるようになりました。このような背景のもとでILOの社会的金融活動とディーセント・ワークの役割を吟味する必要性が唱えられ、ILO事務局評価ユニットによる社会的金融計画全般の内部評価が先般行われました。評価結果は、ほとんどの場合間接的ながら、ILOは社会的金融の三つの目標であるところのi)雇用増、ii)脆弱性の低減、iii)政労使の強化に寄与していると結論づけました。そして、i)小口金融に対するディーセント・ワークの観点からの取り組みと、ii)小口金融の新たな分野の一つとして様々な分野から注目を集めている小規模保険の二つの分野でILOの比較優位が特に高いとされ、小規模保険開発の世界的な動きの中で、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団の支援を受けてILOが中心的な位置を占めるようになってきていることが示されました。評価ユニットは、今後の道として、小規模保険に関して見られる概念的な取り組みを同期させ、他の企業や雇用関連事業との活動の相乗効果を高めていくことを提案しています。

IV. 社会保障の世界的拡大(GESS)

小規模保険に関する情報はILO社会保障局でも入手できます。2001年の第89回ILO総会で行われた社会保障に関する一般討議を受けて、ILOは2003年から「すべての人への社会保障適用世界キャンペーン」を開始しました。この一環として開設された社会保障の世界的拡大(GESS)ウェブサイトは、社会保障の拡大に関する情報やアイデアの交換を目指した専門家同士の知識共有の場です。この中には小規模保険に関するページも設けられており、ILO内外の関連資料や関連ウェブページへのリンク集、研修案内などの情報が掲載されています。